住所　北九州市門司区大里戸ノ上１丁目16番13号
鄭洋子　昭和36年７月12日生
金祐太朗　平成７年８月28日生
金桃香　平成９年８月２日生
住所　横浜市港北区日吉７丁目１番５―302号
韓在剛　昭和63年９月14日生
住所　千葉県浦安市高洲７丁目１番１―217号
時紅　昭和41年２月21日生
住所　大阪市中央区東平１丁目１番53―1205号
崔和茂　昭和47年９月４日生
鄭美奈　昭和51年９月21日生
崔暎士　平成16年４月11日生
崔俊士　平成20年４月24日生
住所　大阪市天王寺区北山町３番11号
申祚子　昭和57年３月24日生
住所　大阪市都島区都島南通１丁目13番14―907号
成勝美　昭和22年４月25日生
成栄治　昭和53年10月16日生
成孝子　昭和55年12月30日生
成貞治　昭和59年１月８日生
住所　大阪市平野区加美東３丁目４番14号
郭裕一　昭和53年11月23日生
住所　大阪市生野区田島１丁目13番13号
金玟順　昭和38年４月17日生
曹秋子　昭和34年９月９日生
金由佳　昭和63年10月16日生
金用祐　平成４年６月21日生
住所　大阪市東成区深江北１丁目14番29号
文慶子　昭和28年12月４日生
文隆三　昭和63年５月26日生
文香織　平成元年11月20日生
住所　神戸市中央区熊内町９丁目２番31号
藏靖美　昭和52年12月27日生

○文部科学省告示第１号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十一年八月二十八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年１月七日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
旧エンバーソン住宅	木造二階建、瓦葺、建築面積一二〇平方メートル	平成十年文部省告示第百二十一号	静岡県静岡市駿河区池田字漆ヶ谷五二一

住所　神戸市長田区御蔵通６丁目209番地２
洪政幸　昭和45年４月27日生
住所　神戸市中央区旭通１丁目１番１―1201号
鄭徳仙　昭和26年６月23日生
住所　神戸市東灘区御影２丁目13番20―403号
文尚子　昭和49年10月26日生
住所　神戸市中央区北野町４丁目６番８号
尹忠雄　昭和54年２月22日生

○外務省告示第十五号

平成二十一年十二月十六日にサンホセで、国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコスタリカ共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　四千七百万円
３　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
４　署名者
日本側　山口英一在コスタリカ大使
コスタリカ側　ブルーノ・スタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣

平成二十二年１月七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第十六号

スーダン共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十一年十一月十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年二月十六日にスーダン共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年十一月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十二年１月七日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年１月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
佐伯市（次の図に示す部分に限る。）
２　次の森林については、主伐は、択伐による。
佐伯市（次の図に示す部分に限る。）
３　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
４　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
５　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年１月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県加賀郡吉備中央町黒土字連ケ辻二三八の二、字浅取谷五三二の一、字笹原越し五三三の一、五三三の二、字大平五三四の一、田土字小丸山四一〇三の二、字船岩四一〇四の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年１月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県勝田郡奈義町関本字ササノ段一五九〇
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年１月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県高梁市有漢町有漢字権現九七五五の一
三九、九七五五の一四〇
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。